

(H29)

追記部分抜粋 (修正後)

改 正	現 行	備 考
<p><b>2-7 解析等調査業務</b>  <b>2-7-1 適用範囲</b>            機械ボーリングの解析等調査業務を含めた業務に適用することとし、単価は、特別調査等により計上する。</p> <p><b>1. 単価が適用できる範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せとする。</li> <li>直接人件費の内、解析等調査業務費として計上する部分は、コンサルタント的調査業務としてのその他原価の対象とし、それ以外の部分は直接調査費に計上する。</li> <li>ダム、トンネル、地すべり、砂防等の大規模な業務や技術的に高度な業務には適用しない。</li> <li>「土木設計業務等の電子納品要領」、「地質調査資料整理要領(案)」等に基づいて作成する場合にも適用でき、費用についても含む。</li> </ol> <p><b>2-8 その他</b>  <b>2-8-1 電子成果品作成費</b>            電子成果品作成費は次の計算式による。  <math display="block">\text{電子成果品作成費(千円)} = 4.7x^{0.38}</math>           x: 直接調査費(千円)(電子成果品作成費を除く)            ただし、上限を26万円とする。</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。            2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。</p>	<p><b>2-7 解析等調査業務</b>  <b>2-7-1 適用範囲</b>            機械ボーリングの解析等調査業務を含めた業務に適用することとし、単価は、特別調査等により計上する。</p> <p><b>1. 単価が適用できる範囲</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せとする。</li> <li>直接人件費の内、解析等調査業務費として計上する部分は、コンサルタント的調査業務としてのその他原価の対象とし、それ以外の部分は直接調査費に計上する。</li> <li>ダム、トンネル、地すべり、砂防等の大規模な業務や技術的に高度な業務には適用しない。</li> <li>「土木設計業務等の電子納品要領(案)」、「地質調査資料整理要領(案)」等に基づいて作成する場合にも適用でき、費用についても含む。</li> </ol> <p><b>2-8 その他</b>  <b>2-8-1 電子成果品作成費</b>            電子成果品作成費は次の計算式による。  <math display="block">\text{電子成果品作成費} = \text{直接調査費} (\text{電子成果品作成費を除く}) \times 0.016</math>           ただし、上限を20万円とする。</p>	